

令和2年4月1日

中幡小学校の教育－学校経営の方針－

渋谷区立中幡小学校
校長 伊藤 昌克

学校教育目標

人間として調和のとれた「中幡の子」を育てるために、次の目標を設定する。
「よく考える子・思いやりのある子・元気な子」

1 学校経営の基本的な考え

平成29年3月に告示された学習指導要領は、今年度から完全実施となります。この新しい学習指導要領は、子供たちが大人になる2030年頃までの間の学びを支える役割を担っています。その頃の社会は、「情報化、グローバル化の加速度的進展」「人工知能(AI)の飛躍的進化」など、予測困難な時代にあるとされています。未来の創り手となる子供たちには、そのような状況下で生きるために必要な資質・能力である「学んだことを人生や社会に生かそうとする 学びに向かう力・人間性など」「実際の社会や生活で生きて働く 知識及び技能」「未知の状況にも対応できる 思考力・判断力・表現力など」を確実に育むことが必要です。「学びの地図」としての学習指導要領は、幅広く社会に共有され、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有することや「学校教育のよさをさらに進化させるため、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる」ことが社会全体として重視されます。

本校の設置権者である渋谷区は、令和2年1月に渋谷区教育大綱を改訂しました。これを受け、渋谷区教育委員会では、「子供たちが自信をもち、夢と志に向かって挑戦し、社会全体や地域の持続的な発展を牽引できる」よう、「人を大切にし、互いの違いを認め高め合う人間・主体的に学び続け、他者と協力して新しい価値を創造する人間・思いやりと規範意識をもち、健康で心身ともにたくましい人間」の育成に向けた教育を重視すると、今年度の教育目標を設定しました。また、時代を超えて変わらない価値のあるもの、時代の変化とともに変えていく必要のあるものに柔軟に対応し、〈未来の学校〉をつくり、学校教育と社会教育の充実を図ること、そして、全ての区民が渋谷区に誇りと愛着をもち、生涯を通じて学べる環境をつくり、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して支え合う社会の実現を目指すとも述べています。

これらをふまえ、中幡小学校では、上記の学校教育目標を今年度も継承し、学校経営の中心に子供を据え、子供が主役の教育活動を展開して、本校の教育目標を具現化させていきたいと考えます。そのため、憲法・教育基本法・学校教育法等に従い、東京都及び渋谷区の教育目標や課題を踏まえて編成された、本校の「令和2年度教育課程」の完全実施を目指します。これに基づいた教育活動に重点を置きながら、先述の資質・能力の3つの柱をバランスよく育むと共に、教育の目的である「人格の完成」を目指していきましょう。

教育を職とする私たちの役割は、子供たちに学ぶ場を用意し、子供たちの自己実現が図れるよう、適切な指導や支援をすることです。望ましい集団の中で、どの子にも居場所や活躍の場があり、その中で自分の力を思う存分発揮し、子供たちの目が輝いている学校でありたいと願っています。それは、一人一人が認められ、生かされている学校であり、どの子にとっても今日が楽しく、明日が待たれる学校です。私は、このような明るさに満ちあふれた生き生きとした活気あふれる学校にするため、全力を尽くして学校経営にあたりたいと思っております。教職員の皆様には、この学校経営方針をご理解いただき、それぞれの職務に臨んでいただけるよう、ご協力をお願いいたします。

2 本校の教育目標に対する共通理解と具体的な取り組み

(1)よく考える子 主体的・対話的で深い学びの視点での授業改善と基礎・基本の徹底

－確かな学力の定着－

授業を立案するにあたっては、「主体的・対話的で深い学び」と「授業のユニバーサルデザイン化」を強く意識してください。目の前の課題を正しく捉える力、目的に応じて必要な情報を見出す力、自己の考えをまとめる力、相手に理解してもらえるような表現を工夫する力、多様な他者と協働して納得解を見出す力などが育つ授業を展開しましょう。また、その必要条件として、子供たちが、基礎的基本的な知識や技能を身に付けていることの重要性は、言うまでもありません。また、全ての子供にとって参加しやすく分かりやすい授業であるために、全校を挙げて授業のユニバーサルデザイン化を図り、工夫や配慮をしていきましょう。

- ①授業改善に基づいた指導を充実させ、子供に「確かな学力」を身に付けさせる。
 - ・毎時間の学習のねらいを子供に意識させ、主体的に取り組める授業を展開する。
 - ・説明や討論等の言語活動を取り入れ、思考力、判断力、表現力等を伸ばす。
 - ・体験的な活動を効果的に取り入れ、実感を伴った理解に繋がる授業を展開する。
 - ・朝学習や家庭学習などを充実させ、基礎的基本的事項の確実な習得を図る。
 - ・学校図書館や ICT 機器などを活用した学習を通して、学ぶ意欲を引き出す。
 - ・学年学級の実態に応じ、合同授業や交換授業などを積極的に取り入れる。
 - ・週案を活用し、記録に基づいた授業計画を立案する。
- ②タブレット等の ICT 機器を確実に活用した教育活動を推進する。
 - ・「SHIBUYA の授業スタイル」「一人一事例」、渋谷タブレットの日の取組等を参考に、授業の充実を図る。
 - ・「コラボノート」等を活用することで、思考力、判断力、表現力等を伸ばす多様な学習スタイルを工夫する。
 - ・「スタディサプリ」等を活用することで、基礎的基本的事項の確実な習得を図る。
 - ・情報活用能力の育成や情報モラル教育の充実を図る。
- ③読書を推奨し、子供の読書の質を向上させる。
 - ・読書タイムなどを活用し、本に親しませる機会を多くとる。読書量を増加させる。
 - ・幅広いジャンル（内容）の本を読むように指導を進め、読書の質の向上を図る。
- ④重点研究や校内研修、渋教研等の各種研修会、研究会に積極的に参加し、授業力の向上を図る。
 - ・重点研究では、算数科を研究教科とし、研究推進委員会を中心に組織的に取り組むことで、「主体的・対話的で深い学び」と「授業のユニバーサルデザイン化」について、探究を深める。
 - ・研究授業に限らず、互いに授業を公開し、学び合う。経験を交流し相互に授業の質を高める。
(校内 O J T の推進)
 - ・渋教研各部会への所属を明確にし、他校の教員との研鑽を通して、教科や領域等の専門性を高める。資料や情報の提供を随時行い、共通財産とする。
 - ・他校の研究発表会に一人一回は参加し、研究の成果を紹介し合い共有していく。

(2)思いやりのある子 人権尊重と規範意識、郷土への思い －豊かな心の醸成－

人間としての資質を高め、心が豊かになれば、その人の内にあるものは、自然に思いやりのある行為として表れます。日常生活の中で、礼儀正しさやあいさつ、返事などの励行に努めるとともに、人や自然へのいたわりや慈しみの心を育てていきたいと強く願っています。人と人との関係が希薄になっている今日、特に、生命を尊重し、互いのよさを認め合える豊かな心、他の人の心や体の痛みのわかるやさしさや豊かな人間性を子供たちの中にしっかり育てていきたいと思ひます。

また、障がいについての理解を深め、障がいのある人との触れ合いを通し、共に生き共に育つという心を育てていくことが大事です。能力差、個人差を差別につなげないよう、私たち自身が日頃の言葉や態度に配慮しましょう。

①豊かな人間関係をつくる（認め合い、支え合い、励まし合い、互いに高め合う）。

・子供にとっては、学級が生活の基盤であり、まとまりのある、温かい雰囲気のある学級をつくる。また、異学年交流などを推進して、学校全体の人間関係を深める。

②自己抑制力を付け、学校生活、社会生活上のルールなどをきちんと守らせる。

・守るべきものは確実に守らせ、他人に迷惑をかけさせない。

（時間・集団行動・他の人との関係・学校のきまり等）

・行うべきことは、進んで行わせる。

③共通理解の上で、生活指導の充実を図る。

・本校の生活指導等にかかわる共通マニュアルである「中幡スタンダード」に基づき、教職員間の統一された指導で子供を感化しないようにする。共通理解を深め、一致した態度で指導に当たる。

・言葉遣い、あいさつについては年間を通して学校全体で取り組む。特に、大人と子供との適切な距離感をもち、「親しき仲にも礼儀あり」の態度で子供と接する。

・いじめの問題については、渋谷区及び本校の「いじめ防止基本方針」に基づいて「学校いじめ対応チーム」を機能させ、全ての教育活動をとおして、防止及び早期発見・早期対応に努める。

・学校安全教育プログラムや学校防災マニュアルなどに基づいた避難訓練などを行い、命を大切にすることを推進する。

④やまぶき学級との相互交流を深めることによって、個性尊重の精神とより豊かな心情を育み、自分を見つめる力をもった子供の育成を目指す。

⑤道徳授業地区公開講座の一層の充実、心の教育の推進。

・特別の教科道徳を中心に、学校、家庭、地域が一体になり、「心の教育」を進める。

⑥渋谷区への誇りと愛着をもち、未来の渋谷を創造する担い手の育成

・「渋谷シティプライドの育成」の手立てとして、郷土「しぶや」の伝統や文化、防災や観光などを学び、渋谷についてより深く知り、深く関わる学習を推進する。

(3)元気な子 体力の向上ー健やかな体と健康への意識の育成ー

外遊びの励行、運動や遊びを通して、元気あふれるたくましい子になってほしいと願っています。早寝、早起き、朝食、運動を生活の基本に据え、「よく遊び、よく学ぶ」子供に育てていきたいと思えます。また、基本的な生活習慣については、家庭との連絡を密にしながら、各学年、学級で具体的に取り組んでいくことが大切です。

①体力運動能力の向上

・体力テストで子供の実態を把握するとともに、体育の授業及びや一学級一実践などを通して、子供の体力向上に努める。

②オリンピック・パラリンピック教育の推進

・大会への機運醸成、応援文化の定着、ボランティアマインドの育成を図り、競技観戦や体験、交流の場を設定する。

3 保護者、地域等との連携 ー地域協働の学校づくりー

現在の学校教育では、保護者や地域の協力が必要不可欠となっています。本校は、これまでも、保護者や地域の方々から献身的なご協力をいただきながら、教育活動を進めてきています。学校と保護者、地域住民が一体となって児童の健全育成を目指す「コミュニティ・スクール」に移行する今年度からも、互いの連携を大切にして、学校運営協議会や保護者、地域の教育力を生かした、多様な教育活動を展開

して、保護者や地域から信頼される学校づくりを進めていきましょう。

①保護者、地域との連携を密にし、日常的に協力が得られるようにする。

- ・保護者会を充実させる。我が子だけでなく、みんなで子供たちを育てていくという雰囲気を作り、お互いに褒めたり、注意したりすることができるような保護者との関係を作っていきたい。保護者の願いを受け止め、迅速な対応を心掛ける。
- ・地域素材の教材化、指導者の招聘、学校支援ボランティアの積極的活用等を図る。
- ・PTA、保護者会、健全育成地区委員会、小中連携、その他関係諸機関との連携を強める。
- ・近隣の幼稚園、保育園、中学校などとの連携を図り、子供の学習成果がより高まるように活動を工夫する。学生ボランティアを効果的に活用し、一人一人の子供のきめ細やかな支援体制を確立する。
- ・学校行事等、必要に応じてアンケートをとり、教育活動に反映させる。
- ・学校評価を生かし、常に教育活動の改善に努める。

②保護者、地域に開かれた学校。

- ・保護者、地域の方が学校に来て参観できる体制を整える。
- ・地域行事へ参加し、地域社会との交流を進める。
- ・学校便りや学級便り、ホームページなどを通して情報を発信する。
- ・学校のすべきことをしっかりとやり、説明責任を果たし、結果責任を負う。
- ・スクールカウンセラーや教育相談等の関係諸機関を保護者にPRして、積極的な活用を図る。

4 子供たちの教育に携わる教職員として

①子供理解に徹する。

- ・子供の話をよく聞き、共感し、接する中で、気持ちや考え、思いや悩みなどをつかみ、寄り添っていく。
- ・その子をしっかりと受け止め、信頼関係を築く。教師の柔軟な物差しで、子供を多面的に見られるようにする。
- ・不登校傾向の子供への温かい柔軟な対応に心掛ける。目、声、手間をかける。

②特別支援教育を推進し、子供一人一人に応じた教育の充実を図る。

- ・特別な支援を必要とする子供へは、スクールカウンセラーなどと連携し、個々に丁寧に対応する。個別指導計画を作成し、継続的な指導を進める。
- ・コーディネーターを中心に、特別支援全体会で情報交換と共通理解を図る。

③学級学年経営の充実

- ・どの子にも居心地のよい「心の居場所」のある学級、学年、学校づくりをする。自己申告書を基に、見通しをもって意図的、計画的に着実に実践を積み上げていく。
- ・担任としてのリーダーシップ（明確な方向性、指導力）と子供の目線で子供理解に徹する柔軟性の二つの面をもち、学級経営にあたる。いじめや仲間外れを絶対に許さないという担任の強い姿勢や配慮を要する子供を根底に据えた学級経営を行う。
- ・分かりやすい授業、居心地の良い学級づくりのポイントとして、学校教育におけるユニバーサルデザインの手法を取り入れた授業、学級学年経営を展開する。

④安全確保と事故等の未然防止に全力を尽くす。

- ・施設や教材、教具及び指導内容、指導方法の点検を綿密に行い、事故防止に努める。
- ・食物アレルギー対応は、保護者と連携して細心の注意を払って行う。
- ・地域安全ボランティアや保護者、地区委員会、関係機関との連携、情報交換等を行う。
- ・PTAや地域の方たちと一体となった、地域ぐるみの交通安全運動を進める。

⑤子供の行動規範であることを意識して、職務にあたる。

- ・教職員は、保護者の次に子供と過ごす時間が長く、その言動は子供の人格形成に大きく影響する。物事に取り組む姿勢や人との接し方を始め、様々な面で子供は、私たちを見て育っている。私たちは、常に子供の良き手本でありたい。

⑥人事考課制度と自己申告書、面接について。

- ・自己申告では、各自の数値目標を示していく。年3回の面接はもとより、日常的なコミュニケーションを通して、共通理解を図っていききたい。

⑦教職員の職務について

学校教育は、公の性格に立って、保護者や地域の信託に応えるものである。教職員は、保護者や地域の学校への期待と要望を尊重し、学校の果たすべき役割を自覚して、公教育に携わる教育公務員として責務を遂行しなければならない。服務については、特に、次の点については、常に注意をお願いしたい。

（「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」改定 2016年4月1日）

- ・個人情報紛失、体罰等の服務事故の防止
- ・人権意識をもった教育活動への取り組み
- ・職務上、身分上の義務や法令等の遵守

⑧働き方改革について

子供たちへの教育活動を進めるにあたっては、教職員自身が、心身共に健康であり、日常生活を充実させていることが、重要な要素である。「働き方改革」の視点を持ち、慣例に囚われずに職務改善を進めるよう、取り組んでいく。その一環として、校務支援システムの活用を図る。

5 開校90周年を迎えて

昭和6年（1931年）4月1日に開校した本校は、開校90周年を迎えます。その間、多くの先輩教職員、保護者、地域の方々に支えられて、10,400名の児童が卒業しました。開校90周年にあたる今年度は、本校を母校として愛する心や、学校を支える全ての人々への感謝の気持ちを育てることに、重点をおきます。そのためにも、学校は地域と保護者（PTA）と連携し、大勢のご協力をいただきながら、記念行事等に取り組みます。

6 新型コロナウイルスへの対応について

渋谷区教育委員会では、新型コロナウイルス感染予防対策として、令和2年3月2日（月）から令和2年3月25日（水）までを臨時休校としました。その後の春休み期間を経て、新年度の教育活動が再開されることとなります。教育活動は、「渋谷区立園学校版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症） 令和2年3月30日版 渋谷区教育委員会」及びその後に発出される諸通知等に基づき、以下を留意点として実施します。

- ①感染症予防策の徹底
- ②感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処
- ③学習指導要領に示された目標の実現に向けての教育課程実施
 - ・年間授業計画の変更
 - ・年間授業計画の見直し 等

（以下、令和2年4月2日追記）

渋谷区教育委員会では、新型コロナウイルス感染予防対策として、令和2年4月6日（月）から令和2年5月6日（水）までを臨時休業としました。また、同日に「渋谷区立園学校版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症） 令和2年4月2日版 渋谷区教育委員会」を発出しました。これにより、臨時休業中の教育活動については、本ガイドライン及びその後に発出される諸通知等に基づいて実施します。